

# 令和8年度【新規】 岐阜県中心市街地遊休不動産 活用事業補助金について



# 目次

01	補助金の目的・採択の基準	3
02	補助金の仕組み	4
03	補助の考え方及び留意点	5
04	補助対象事業等について	6
05	補助金の申請手続きについて	9

# 01 補助金の目的、採択の基準

## <補助金の目的>

- ◆中心市街地において遊休不動産の積極的な利活用を促進し、中心市街地の活性化と地域課題の解決を目指す。

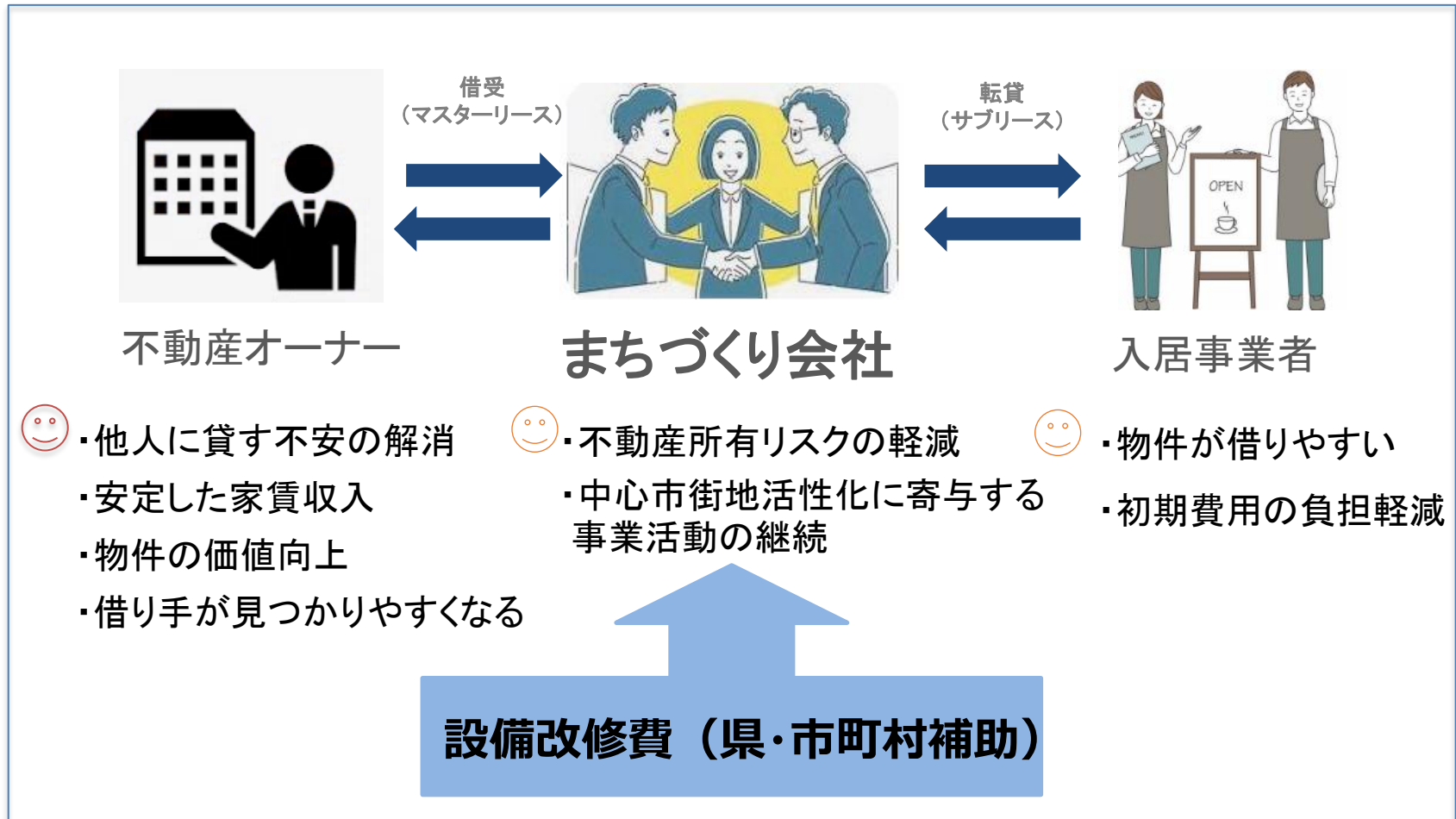
## <補助事業採択の基準>

- (1) 事業が賃借物件の利用開始に必要な最低限度の改修等であること。
- (2) 出店者が要綱第2条の出店者要件に適合していること。
- (3) 事業の確実な実施が認められること。
- (4) 市町村補助金の交付が見込まれること。
- (5) 事業の実施により中心市街地の活性化に寄与することが見込まれること。  
また、事業終了後も効果を維持できる工夫があること。

補助事業団体による伴走支援や、入居後の商店街組織への加入など

## 02 補助金の仕組み

### <補助金の仕組み>



- ☺ 他人に貸す不安の解消
- ☺ 安定した家賃収入
- ☺ 物件の価値向上
- ☺ 借り手が見つかりやすくなる

- ☺ 不動産所有リスクの軽減
- ☺ 中心市街地活性化に寄与する事業活動の継続

- ☺ 物件が借りやすい
- ☺ 初期費用の負担軽減

## 03 補助の考え方及び留意点

### <補助の考え方及び留意点>

- ◆ 補助金の受領については、市町村の補助が必須
- ◆ 補助率は、補助対象経費の1 / 3以内
- ◆ 補助限度額は、1,000千円 / 件（ただし、市町村補助額以下とする。）
- ◆ 実績報告は事業完了後30日以内 または、事業完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い日に提出が必要。
- ◆ 必要に応じて、遂行状況報告の提出を求め、中間検査（ヒアリング）を実施することがある。

## 04 補助対象事業等について

### <補助事業団体>

①都市再生推進法人

②まちづくり会社

(市町村と連携して遊休不動産と出店希望者のマッチングを支援する事業者として、市町村が認めた法人)

②の場合：交付申請書類に「市町村が補助事業団体と認める書類」の添付が必要。

### <対象エリア>

#### 中心市街地

- ・内閣府の認定した市町村の定める中心市街地活性化基本計画区域  
(岐阜市、大垣市、高山市 (R8.3時点) )
- ・市町村が独自に策定した中心市街地活性化計画区域



## 04 補助対象事業等について

### ＜補助事業の対象となる遊休不動産＞

#### 6月以上、事業が行われていない不動産

(店舗、事務所、倉庫、空家等、改修前の用途は問わない。)

### ＜想定する出店業態・業種＞

- ・**飲食業** (カフェ、レストラン、テイクアウト店 等)(※)
- ・**物販店舗** (衣料品、雑貨、日用品、書籍、食品販売 等)
- ・**サービス業** (美容院、理容院、整体、クリーニング、写真館 等)
- ・**教育・文化関連サービス** (学習塾、文化教室 等)
- ・**小規模宿泊 (民泊等) で地域交流を促進するもの**

※風営法で「風俗営業」に区分される、接待を伴う飲食店などの業種は対象外



その他、地域のにぎわい創出や回遊性向上に寄与すると認められる業種が対象。

## 04 補助対象事業等について

### <補助対象経費>

**物件を利用可能にするための、必要最低限度の改修等に要する経費**

**※看板、厨房など、入居者が負担すべき設備工事については対象外**

内訳	対象となる工事内容
残置物撤去	
外装工事	壁のひび割れ、雨漏りなどに対する補修等
内装工事	老朽化による床の沈みの補修や、壁・天井の破損部分の補修等
電気工事	漏電ブレーカーの設置、分電盤の腐食・破損による交換等
ガス工事	配管の腐食修理、ガス漏えい防止等
給排水・衛生設備工事	老朽化した給排水管の修繕、漏水や詰まりなどの機能回復等
空調工事	経年劣化した冷媒配管の補修、最低限の換気設備の補修等
通信工事	} 対象外
運搬可能な備品購入費	

◆具体的な対象・対象外工事については、実施要領およびQAに記載します。

◆判断に迷う場合は、申請前にご相談ください。

# 05 補助金の申請手続きについて

補助事業者



① 要望書

③ 交付申請書

⑤ 不動産オーナー、  
出店者との  
賃貸借契約書の写し

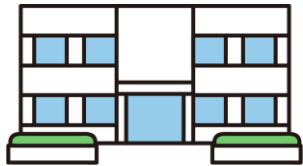
事業実施

⑥ 実績報告書

⑧ 交付請求書

市町村を經由して  
要望書提出・内示

県



審査

② 内示

審査

④ 交付決定通知書

確認

現地  
審査  
検査

⑦ 額の確定通知書

⑨ 補助金支払

## 05 補助金の申請手続きについて

### <要望書の提出について>

#### ◆ 提出までの流れ

- ・市町村を通して補助金要望調査を実施（4月予定）
- ・市町村は要望をとりまとめ、要望団体が「まちづくり会社（P6参照）」である場合は、**補助事業団体と認める書類**（任意様式）を付して要望書類を県に提出する。

#### ◆ 提出する主な書類

- ① 要望一覧表
- ② 補助事業計画書
- ③ 事業費・補助金額積算内訳書
- ④ 図面、写真
- ⑤ 見積書の写し

#### ◆ 内示後の流れ

- ・県は、事業を選定後、市町村を通じて内示を行う。
- ・その後、補助事業団体は補助金交付申請書を県に提出する。

**※注意 事業開始(発注)は、交付決定後となる。**